

【研究ノート】

運輸証票の収集・保存について

Collection and Preservation of Transport Tickets

住本 剛 史*
Takeshi SUMIMOTO

1. はじめに

電車に乗り職場や学校へ行ったり行楽に出かける事は私達の生活においてごくありふれた行為である。しかし、たった一枚の切符も旅客営業規則に基づき運輸事業者と旅客との間に運送契約が締結された結果発行されたものである。

ところで、切符(運輸証票)¹⁾を保存・公開し研究の為に供しうる博物館²⁾はまだ少ない。ましてや運輸事業者の営業関係諸規則は一部で市販³⁾されているものを除き内部資料的傾向が強く一般の目に触れる機会が少ないのが現状である。

然るに筆者は、営業規則類や運輸証票の収集・保存及び研究はあまり行われていないように思える。その為、これを促進する意味でもこれを著した次第である。

2. 運輸証票の持つ資料論

運輸証票とは、運輸事業者(以下「事業者」という)が旅客との間で運送契約を締結した際に事業者が旅客に対して発行するものであるが、運送契約が履行された時点で(改札口を出る場合)で規則上集札が義務づけられているし、無効となった証票は回収される建て前となっている事からも証票は単なる領収証的性格を有するものではない。更に、映画館入場券のように副券のみを切り離し残りの部分は観客の手元に残る方式とは大きく異なる事からも証票

は特殊な存在だといえる。

ところで、証票は不特定多数の一般旅客を対象に営業する事業者であれば、契約の証として規則に基づき発行されるべきものである。この事業者とは、陸運・海運・航空等いづれも同様である。又、陸運であっても鉄軌道・鋼索線であれバスであれ同様である。しかし、これら全てについて述べる事は不可能であるから、鉄道輸送における証票を中心に述べる事とする。

さて、古文書学・古記録学は過去に作成された文書・記録を対象とする学問である。史料学と称する場合も同様である。したがって、近現代に作成されたものも既にこの範疇に入るものもあるだろうし、入らないものも五十年後・百年後には入るであろうと思われる。しかし、一見して関連性がないようであるが、筆者は近現代において生じた運輸証票(俗に「切符」と呼ばれるもの)を取り上げ、古文書学・史料学の立場から何かできるのではないかと思う。

ところで、証票とは、事業者が旅客から運賃・料金を収受し運送契約を締結した際に事業者が旅客に対して発行するものである。証票は、書状のように甲から乙に対して一方的に発行される性質のものではない。又、単に記録者が日記・覚書形式で後々の為に残したものは全く異なる。尚、駅窓口で売上・発券処理に使用される乗車券簿の類は帳簿という性格上記録に近い存在である。証票の券面には図1で

* 京都市下京区西七条南西野町11

平成10年5月2日受理

示す乗車券の場合、乗車区間（発駅と着駅・経由）、乗車日、発行日、発行箇所、有効日数及び途中下車等の注意事項、券種等が必要に応じて表記されており、契約内容を記した有価証券だといえる。これらは無効となったものは事業者に戻されるという特殊性を持っている。即ち、証票は無効となった時点（改札口を出た時点や定期券の有効期限が切れた時点、更には有効なものであつても不正乗車に使用したが為に係員に無効として回収された場合等）でその機能を終えており、一定期間を経た後に処分される事からそれらは後世に残る事を目的として発行されたものではない事が分かる。

これらのうち、戦前に発行されたもので現存するものは古文書学・史料学の対象になりつつあるのではないだろうか。又、戦中・戦後に発行されたものであつても将来はこの対象になりうると筆者は信じている。近年、運輸営業に関しても機械化・近代化が進み大きく変化しつつあるが、これらを収集・保存して公開している機関は非常に少ない。運輸事業者は様々な分野で我々の身近なものとなっているが、鉄道における証票を中心に熱心な愛好家・マニアがいる程度だろう。筆者はこれら証票と関係する文献をも含めて何らかの資料論を確立する必要があるのではないかと考えている。

そもそも証票は旅客の流動に応じて発行される（必要な証票を必要量だけ各発行箇所へ設備される）ので、流通や鉄道運営・経営面での研究資料として利用できないだろうか。この課題を実現する為には必ずしも証票の様式論にとらわれる事なく証票そのものが何の為に発行されたのかを検討すべきである。鉄道経営は旅客・貨物輸送の為（地域住民の要望や特定企業の物資輸送を目的とする場合が見られる他、国策や軍事目的の場合もある）に建設・営業されるのである。そして、現実には旅客・荷主との間に結ばれる運送契約書たる証票もまた約款（営業規則類）や営業報告書・経理帳簿を裏付ける資料となる。尚、流通量の大小により証票の様式に変化がないともいえないから証票の様式も参考にならう。資料論の体系化の必要性は改めていう迄もないが、今後は筆者自身も積極的に取り組んでいきたいと考えている。

3. 規則の存在と証票

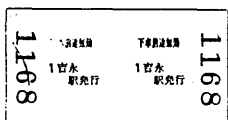
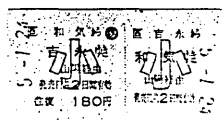
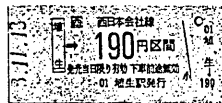
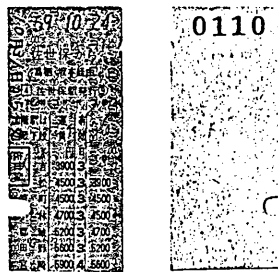
さて、証票、即ち俗に切符と呼ばれるものは、西日本旅客鉄道株式会社（以下 JR 西日本）の旅客営業規則によれば乗車券類・指定券類の二種類に大別されており、それらは更に細かく分類・規定されている。それらを全て掲げ説明を加える事は本稿の目的ではないから省略するが、通勤通学に必要な定期券や新幹線の特急券についてもこの旅客営業規則により細かく規定されている。この他にも JR では国鉄時代から「とくとくきっぷ」と呼ばれる特殊なものも利用促進の観点から様々なものが販売されており、民鉄でも同様の割引切符は存在する。

ところで、各社の営業規則は鉄道営業法に基き定められている。したがって、数多く存在する事業者のものをそれぞれ比較すると各社各様であろう。都市間輸送を行うような輸送量の多いものや広範囲に広がる路線を保有する事業者であれば必然的に複雑にならざるを得ない。これに対して閑散線区のみ路線の場合や単純な路線で且つ他社との連絡運輸を行わない場合は規則の簡略化が可能であろう。JR の如きは営業規則に基き種々の規程が存在している。

しかし、JR の営業規則・単行規程及び連絡運輸規則については市販されているし、概略であれば市販の時刻表⁵⁾と運賃表⁶⁾から知る事ができる。又、鉄道業従事者向けの実務書も市販⁷⁾されている。当然ながらこれらの規則類は事業者の営業拠点である駅において常備されるべきものである。しかし、民鉄の場合はどうだろうか。前掲の時刻表・運賃表の他、大手民鉄各社が近年になり定期発行するようになった各社版時刻表と駅の掲示を除けばその事業者の営業内容を詳しく知る事はないだろう。各駅に規則が常備されていてもそれを見る機会がないのが普通である。

だが、各事業者の営業形態の変遷を知る上で規則類の存在は欠かせないといえる。証票は規則がなければ発行できないものである。どのような目的でどのような場合にどのような旅客に対して発行されたのかを知る上で必要である。

営業制度を規則の面から研究する上で各社の規則類、それらに関連する諸資料や時刻表・運賃表、前掲の実務書や社史・統計の類も貴重な文献資料となるだろう。しかし、先にも述べたようにこれらの大



車	甲 票 No. 0006 No. 020		
片道	乗 収 額 Amount Received		
原	月	日	時
乗 車 区 間			
収 入 区 間	北 五 泉		
人	Adult	Child	Good for
月	日	時	分
入 駅・途中下車			

- (ご案内)
- (1) 列車のグリーン料金及びA寝台料金には、通行料が含まれています。
 - (2) 発駅又は着駅が、札幌市内、札幌市内、仙台市内、仙台市内、新潟市内、川崎・鶴見線内、名古屋市内、京浜市内、大宮市内、神奈川・鶴見線内、北九州市内、北九州市内又は福岡山手線内と表示されている場合は、その区間内にある国鉄駅で下車又は乗車又は降車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。なお、神戸市内と表示されている場合は通車駅、北九州市内と表示されている場合は各月駅、福岡市内と表示されている場合は北九州駅、名古屋駅及び岡崎駅が含まれません。また、広島市内と表示されている場合は南広島市内の各月駅を含みます。
 - (3) ネット乗車料 100キロメートル以内の区間のもので、途中下車されると、前途は無効となります。
 - (4) 自由席特急券、普通急行券又はグリーン券として発行されたものは、改乗される列車に1回限り有効です。ただし、新幹線の自由席特急券については、指定しない限り、他の列車に自由に乗り継いでご利用できます。

1ヵ月 運動定期乗車券 No. 2033

三木一乗生

10.2.23

10.3.22

10.2.22

- ご注意
- ・自動改札機には入れないでください。
 - ・次のような場合は、本券を無効として回収し、全額返金を請求しその他の損害をいたしません。
 - 1. 使用資格・氏名・写真を他に使って使用されたとき。
 - 2. 印面表示事項を塗り潰し、または改竄して使用されたとき。
 - 3. 記名ご本人以外の方が使用されたとき。
 - 4. 本券と区間の連続しぬ他の乗車券をあわせて使用されたとき。
 - 5. 有効期限外、または有効区間外で使用されたとき。
 - 6. その他の不正乗車の手段として使用されたとき。
- ・有効期間が切れたり、不用となったときは、必ずご返金ください。
- 神戸電鉄株式会社

半は市販されず流通ルートにも乗らない業務用的性格を持つものが多いのである。

これらを収集・保存し研究の為に供する事のできるのは交通資料を扱う博物館又は図書館が相応しいといえる。しかし、市販されていない資料が不可欠である以上、各事業者の協力も必要である。

今度は証票について述べる。これについては愛好家・マニアの間での収集は活発に行われているので、愛好家・マニア向けの出版物⁹⁾は多数発行されており、紹介できない程である。しかし、研究を主としたものは皆無に等しい。ただ『乗車券研究』⁹⁾は愛好家らの発行であるがかなり本格的に研究されている。残念ながらこれも殆どが証票の様式論に終始しており、営業制度に迄あまり踏み込まれていない。

ましてやこれら証票を所蔵管理する博物館は非常に少ない。証票は私達の生活に身近な存在であるが一部の収集家以外に収集・保存し公開できる機関が必要であろう。

ここに乗車券の例を示す(図①)。このごく平凡な証票でさえ規則に基き発行されているのである。証票を研究対象とする場合、規則類(制度)と証票を切り離して証票の様式論に終始するのではなく、双方を関連づける事が必要だと筆者は考えている。そういう意味で、双方の収集・保存に意義があるといえる。

4. 出改札業務の近代化と証票の変化

証票を保存する理由として、証票そのものが規則類以上に時代と共に大きく変化し続けている点も挙げられる。法令や規則の類は一度制定されてしまうと改廃は容易になされないが、証票は現実に旅客の要望に応じて、旅客の流れに対応して発行されるからである。更にはJR(旧国鉄)・民鉄を問わず新しく開業した会社・路線もあれば廃止・廃業した路線・会社もある。後者の証票や資史料の収集は非常に困難を極めるだろう。

そしてもう一つ、それは機器の近代化¹⁰⁾である。出改札業務そのものの手作業から機械化(自動券売機・マルスや自動改札機・自動精算機)への変化である。これは、事業者側にとって人員削減できるというメリットがある。これは科学技術の進歩のおかげであるが、営業制度と証票に大きな変化をもたら

しつつある。

現在では券売機で裏の黒い切符を買い自動改札を通り、着駅の精算機で不足運賃を支払い改札を出る、という光景は珍しくなくなった。しかし、証票は機械化される以前は硬券や手作業で発行される軟券から券売機に対応できるものへとなり、更に自動改札機や精算機が登場すると磁気化されるようになった。又、券面の文字も従来は事前に印刷するか手書き・ゴム印・入鋏によっていたが、スタンプ式券売機を経て現在では感熱式が一般的である。このように事業者の合理化という経営上の問題と機器の開発の両面からこのように証票が大きく変化しつつある。

近年は証票の変化にとどまらず営業制度そのものが大きく変化しようとしている。それはカードの登場である。

商品券的性格を持つ旅行券は国鉄時代からJRが発行していた。電々公社(現NTT)に続いて登場した国鉄のオレンジカードは当初、使用できる箇所が少ない点で悪評だったが、この点は次第に改善された。自動券売機の普及は民鉄各社でも同様のプリペイドカード(前払式有価証券的なもの)を発行し始めたのである。これは機械的処理により乗車券類を購入できるか否かという点を除けば旅行券と大差はないが、近年の動きはこれにとどまらないのである。

それは、カードが乗車券代りになるものが登場し¹¹⁾始めた点である。即ち、これを入出場時に自動改札機を通す事により運賃が自動的に精算されるというものである。旅客の側からすれば事前に乗車券を購入する手間が除け、事業者にとっても事前に運賃を確保できる上に不正乗車の防止にも効果を発揮するというメリットがある。

もっと画期的な点は、阪神・淡路大震災後の業績を伸ばしつつあるJR西日本に対抗して、関西の主要私鉄・大阪市交通局等が各社のカードで共通乗車できる「スルット KANSAI」¹²⁾という制度を拡大しつつある事である。このような乗車券の価値が付加されたカードが共通利用される事は、連絡運輸以上に効果があるものと思われ、一般に普及する事は営業制度そのものにも変化が現れるかもしれない。もしそうであれば営業制度や証票の研究・資料の保存にも大きな影響を与えるものと思われるが、今後のこれらの動きは見逃せない。

表 1

もりきよし原編『日本十進分類法』

新訂 8 版 日本図書館協会 昭和53年

- 6 8 0 産 業
- 6 8 1. 5 旅 客
- . 6 貨物、コンテナ輸送
- . 8 都市交通 →: 3 1 8. 8 ; 5 1 8. 8 4
- 6 8 2 交通史・事情 History and conditions ※地理区分
- . 9 交通地理, 交通地図 (交通流動)
- 6 8 3 海 運 Maritime transport. Shipping →: 5 5 0
- . 1 海運政策・行政・法令
- . 2 海運史・事情 ※地理区分
- . 3 海運経営・金融・会計・海上保険
- . 3 1 海運航路, 傭船, 海運同盟
- . 4 海運賃率
- . 5 旅 客
- . 6 貨物, 貨物積載法, 船荷証券
- . 7 海難, 保安 →: 5 5 7. 8
- . 8 海員, 船員, 海上労働
- . 9 港湾, 商港 →: 5 1 7. 8
- . 9 1 港湾政策・行政・法令
- . 9 2 港湾史・事情 ※地理区分
- . 9 3 港湾管理
- . 9 4 艇, 港湾荷役, 港湾労働
- 6 8 4 内水・運河交通
- Inland water ways and canal transportation
- 6 8 5 陸運・自動車交通 Land transportation
- . 1 陸運政策・行政・法令: 道路, 自動車
- . 1 3 道路管理
- . 1 4 財 政
- . 1 5 経 営
- . 2 陸運史・事情 ※地理区分
- . 2 1 道路史
- . 2 9 道路地図
- . 3 ガソリンスタンド
- . 4 駐車場, 自動車ターミナル, サービスエリア
- . 5 タクシー事業・バス事業
- . 6 トラック事業
- . 7 自動車道, 高速道路
- . 8 軽車輛: 人力車, 自転車, 荷馬車
- . 9 通運, 小運送
- 6 8 6 鉄 道 Railways ※鉄道工学→5 1 6
車 輛→5 3 6
電気鉄道→5 4 6
- . 1 鉄道政策・行政・法令
- . 1 3 鉄道警察・公安
- . 2 鉄道史・事情 ※地理区分
- . 2 1 外国鉄道
- . 2 9 鉄道地図
- . 3 鉄道経営
- . 3 2 経営形態: 国営, 民営, 公共企業体
- . 3 4 金融, 財務, 会計, 館割, 運輸帳票
- . 3 6 鉄道員, 労働, 人事管理, 給与, 賃金
- . 3 7 営業・業務一般, 広報
- . 4 鉄道運賃: 政策, 賃率
- . 5 旅 客
- . 5 1 運送取扱, 運賃, 料金, 乗車券
- . 5 2 旅客運送: 旅客調査, 輸送計画, 輸送統計
- . 5 3 駅, 駅名, 駅勢
- . 5 4 構内営業, 民衆駅, ターミナル, 駅弁, 車内販売
- . 5 5 時刻表
- . 5 6 小荷物, 鉄道郵便 →: 6 9 3
- . 5 7 連絡運輸
- . 6 貨物輸送
- . 6 1 運送取扱, 等級, 貨物運賃
- . 6 2 輸送計画, 輸送統計
- . 6 3 貨物駅, 駅名, 駅勢
- . 6 4 貨物調査, 背後地経済調査
- . 6 5 専用線
- . 7 運行, 操車, 配車, 列車運転
- . 7 1 配置表, 車歴表
- . 7 9 鉄道事故
- . 8 要員養成
- . 8 1 要員養成 (教科書)
- . 9 民 鉄
- . 9 2 民鉄史・事情
- 6 8 7 航空運送 Air transportation →: 5 3 8
- . 1 航空政策・行政・法令
- . 2 航空事業史・事情 ※地理区分
- . 3 航空業経営・金融・業務・航空路
- . 4 航空運賃
- . 5 旅 客
- . 6 貨 物
- . 7 運行・航空事故 ※ハイジャックは、ここに収める
- . 9 空 港 →: 5 1 7. 9

表 2

H 乗車券類

6 0 0	0 0	乗車券類	2 3	準急券
6 1 0	0 0	乗車券・通行券	3 0	指定券類
6 1 1	0 0	乗車券類 (鉄道)	6 2 2	0 0 料金券 (船舶・港湾・陸運)
	1 0	普通乗車券	1 0	特別船舶券
	2 0	連続乗車券	1 1	グリーン券
	3 0	定期乗車券	2 0	急行券類
	4 0	回数乗車券	3 0	指定券類
	5 0	連絡乗車券	6 2 3	0 0 料金券 (航空・空港)
	5 1	異種交通連絡乗車券 〈異種交通の連絡乗車券は鉄道・船舶・航空・自動車の順に優先する〉	1 0	特別座席券
	6 0	入場券	3 0	指定券類
6 1 2	0 0	乗船券類	6 2 4	0 0 料金券 (自動車・陸運)
	1 0	普通乗船券	1 0	特別車両券
	3 0	定期乗船券	2 0	急行券類
	4 0	回数乗船券	2 1	特急券
	5 0	連絡乗船券	2 2	急行券
6 1 3	0 0	搭乗券類	2 3	準急券
	1 0	搭乗券	3 0	指定券類
6 1 4	0 0	乗車券 (自動車・陸運)	6 3 0	0 0 特殊券
	1 0	普通乗車券	6 3 1	0 0 特殊券 (鉄道)
	2 0	連続乗車券	1 0	補充券
	3 0	定期乗車券	2 0	企画券
	4 0	回数乗車券	3 0	周遊券
	5 0	連絡乗車券	4 0	割引券〈団体券を含める〉
6 1 5	0 0	通行券類	6 3 2	0 0 特殊券 (船舶・港湾・海運)
	1 0	通行券	2 0	企画券
	1 6	随道通行券	3 0	周遊券
	1 7	橋梁通行券	4 0	割引券〈団体券を含める〉
6 2 0	0 0	料金券	6 3 3	0 0 特殊券 (航空・空港)
6 2 1	0 0	料金券 (鉄道)	2 0	企画券
	1 0	特別車両券	3 0	周遊券
	1 1	グリーン券〈一・二等券も含める〉	4 0	割引券〈団体券を含める〉
	1 2	寝台券	6 3 4	0 0 特殊券 (自動車・陸運)
	2 0	急行券類	1 0	補充券
	2 1	特急券	2 0	企画券
	2 2	急行券	3 0	周遊券
			4 0	割引券〈団体券を含める〉

筆者補註

「6 1 5 0 0 : 通行券類」の中に駐車券を含める事は可能である。又、通行券・駐車券の項をそれぞれ普通券・回数券・定期券等に細分化する事も必要である。

手廻り品切符・荷物券等 (旅客の手荷物に関するもの) 及び自動車等の車輛 (自転車も含む) の航運送 (旅客に附随して) に伴う証票は、「6 3 0 0 0 : 特殊券」に含めるべきである。

特殊券の各項目にある企画券・割引券について、定義をはっきりさせ必要に応じて細分化する必要がある。

プリペイド・カードに対する分類方法は、特殊券に含めるか新たに項目を設けて細分化するべきである。

非運輸分野の証票に対する分類方法は、新たに項目を設けて細分化するべきである。

本来、旅客の移動は必ずしも同一事業者内の路線のみで完結するものではない。したがって、従来は営業規則の異なる事業者間で必要に応じて連絡運輸が実施され、場合によって割引運賃の適用な特殊な割引切符も存在した。これは鉄道事業者間のみならずバスや航路等との間で行われる事も決して珍しくない。従来の方式はなくならないにしてもカード化・機械化の波は今後の営業制度そのもののあり方について注目されるといえる。

5. 証票の保存対策の必要性

従来の証票は当然ながら紙で製作されている。したがって、保存するとすると図書・文書資料や古文書と同様の問題を抱える事¹³⁾になる。それは、虫害をも含め劣化という問題である。明治5年に新橋―横浜間で日本に鉄道が開通して以来今年で128年である。という事は明治期に発行された証票で現存するものは虫害・劣化の問題を十分に念頭に置いて保存されなければならないのである。今後は保存に際して重要な問題だと思われる。

逆に、近年になり急速に普及し始めた感熱式によるもの、磁気化されたもの、カードの類はどのように保存されるのが最も望ましいのか十分に検討されるべきである。そもそも感熱紙とは、「紙に感熱発色剤を塗工し、熱をかけることにより画像があらわらうようにした用紙。ファクシミリやワープロの出力用紙として使用されている。画像の安定性は低く長期保存用の記録としては不適當である。」¹⁴⁾とされているからこの取扱いには注意が必要である。従来のものが古くから抱える問題を解決しなければならないのに対して、これからはどのように保存されるべきかが課題である。

6. 資料の分類方法

これらを保存・整理する過程で分類し目録を作成する事は必要である。規則類や関連資料等図書形態のものについては図書館で一般に使用されている日本十進分類表(表1)による事が可能である。

しかし、証票は事業者・券種・規格(サイズ)・様式・紙質等により様々な方法での分類が可能である。これらを体系的に分類する方法として交通科学博物館(大阪)の資料室で実施されている分類表を

紹介する(表2)。各会社毎・券種毎にまとめられている為、これを形態(硬券・常備券・準常備券・軟券・券売券・マルス券等)毎に細分化し、カードの分類方法を加えて全ての証票をカバーしていくのも一つの方法である。

ただ、近年は販売促進・増収対策であろうか、JRの駅窓口では各種イベント等様々な分野の入場券も発行されている。筆者は、このような現状を鑑み、非運輸証票的な券種はこの分類表の中で別の項目を設けて一まとめにしてはどうかと考える。

必ずしも完璧で絶対的且つ理想的な分類表の作成は図書の分類表を見ても分かる通り非情に困難であるから、証票の収集・保存も積極的に行われるようになり営業制度の変化も加えれば分類表の改訂も必要となるだろう。

7. まとめ

筆者は大学時代、日本史(近世史)を専攻する傍ら学芸員を志すに当り各地の博物館を訪ねるうち、運輸営業に関する資料を展示する館があまり見られない事に気付いた。証票は果たして博物館資料としての価値を持たないのだろうか、という疑問を持ったのである。幸い筆者は鉄道会社に勤務し駅や運転業務を経験した事がある為、密接な関係にある規則類及び関連資料と証票をワンセットとして何らかの研究資料とならないか、と考えたのである。これらに様々な分野からのアプローチは可能はずである。

鉄道を始め種々の運輸業は我々の生活にとってなくてはならない存在である。その為にも諸資料の収集・保存と研究活動は必要であり、社会的にも普及活動を通してこの役目を担うのは博物館の使命だといえるのである。

補註

- 1) 切符は多種多様であるから、筆者はこれらを仮に運輸証票(証票)と呼ぶ。
- 2) 『乗車券研究』8号(東京チケットクラブ 1987年6月)によると次の12館がある。

交通博物館

交通科学館(筆者註、交通科学博物館が正当)

天理参考館

地下鉄博物館

鉄道資料館（小田急）
 電車とバスの博物館（東急）
 札幌市交通資料館
 横浜市電保存館
 新津鉄道資料館
 旧長浜鉄道駅舎鉄道資料館
 善宝寺鉄道記念館
 岩出山駅鉄道資料館

上記の館の他、次の様な動きもある。それは、昭和46年に休止後廃止された北丹鉄道（京都府・福知山～河守）の資料は福知山鉄道館（平成10年9月開館）で、昭和60年4月廃止の加悦鉄道（京都府・野田川～加悦）の資料は地元企業が引き継ぎ加悦町のSL広場で展示されている。平成3年7月廃止の片上鉄道（岡山県・片上～柵原）の資料は平成10年11月開園の柵原町の柵原ふれあい鉱山公園で展示予定である。

筆者は福知山鉄道館で北丹鉄道資料担当として開館準備に当たった立場として補記すると、鉄道事業を廃して会社自身が存在しなくなれば資料のほとんどが処分されたり散逸するものである。しかし、これらは単に資料を展示しているにすぎないものの地元が受け皿となり一般に公開していこうという動きは評価できる。今後は資料の保存対策

や調査・研究等の博物館活動を行える様に施設や行事内容を発展させられるか否かが資料を生かせるか否かの鍵であり、専門家の協力も必要となろう。

3) 『西日本旅客鉄道株式会社 旅客営業規則 旅客営業取扱基準規程』平成元年1月8日現行（中央書院 1989年）

運輸研究会編『西日本旅客鉄道株式会社 旅客関係単行規程集』平成5年12月1日現行
 以上2冊は国鉄分割民営化後、旅客6社毎に出版されている。

『連絡運輸関係規則』（中央書院 1985年）

『旅客連絡運輸規則別表・旅客連絡運輸取扱基準規程別表』（中央書院 1987年）

4) 筆者の知る限りでは交通科学博物館資料室で営業関連図書も閲覧できる。

5) 日本交通公社、弘済出版社よりそれぞれ月刊誌がある。

6) 日本交通公社より不定期発行。

7) 佐々木雅夫著『鉄道マンの法律教室』（中央書院 1991年）

佐々木雅夫著『J R 旅客制度のQ & A 311』（中央書院 1997年）

『旅客関係帳票記入例 出札（乗車券）編』（日本鉄道図書出版 1992年）

（鉄道営業に関する法令）

（資料①）

J R の場合

鉄 道 営 業 法 = 法律（民法・商法の特別法）

↓

鉄道運輸規程 = 運輸省令

↓

運送約款

各社旅客営業規則 = J R 各社 公 告 ⇒ 旅客営業取扱基準規程（達） = 営業部長等の通達

各社単行規程 = J R 各社 公 告 （旅客営業規則の特別約款）

この他、鉄道事業法により旅客運賃等が規制されている。

J R 東日本の部内規程である「現金出納事務規程」によれば、国鉄時代の制度を踏襲して旅客が切符を購入した際、旅客から請求があれば領収書を発行する事となっている。

佐々木健著『J R 旅客制度のQ & A 336』（中央書院 1997年）7・10～11頁参照

乗車券類はJR西日本旅客営業規則で次の様に分類されている。(第18条)

(1) 乗車券

- | | | | |
|---|-------|---|----------------------------------|
| イ | 普通乗車券 | { | 片道乗車券 |
| | | | 往復乗車券 |
| | | | 連続乗車券 |
| ロ | 定期乗車券 | { | 通勤定期乗車券 |
| | | | 通学定期乗車券 |
| | | | 特殊定期乗車券 |
| | | | 特別車両定期乗車券
特殊均一定期乗車券 |
| | | | 自動車線回数定期乗車券 |
| | | | { 自動車線通勤回数定期乗車券
自動車線通学回数定期乗車券 |
| ハ | 回数乗車券 | { | 普通回数乗車券 |
| | | | 均一回数乗車券 |
| | | | 急行回数乗車券 |
| | | | 特別車両回数乗車券
一般普通回数乗車券 |
| | | | 自動車線特殊回数乗車券 |
| ニ | 団体乗車券 | | |
| ホ | 貸切乗車券 | | |

(2) 急行券

- | | | |
|---|---------|--------|
| { | 特別急行券 | 指定席特急券 |
| | | 立席特急券 |
| | | 自由席特急券 |
| | | 特定特急券 |
| | 普通急行券 | |
| | 連絡船急行券 | |
| | 自動車線急行券 | |

(3) 特別車両券

- | | | |
|---|----------|-------------|
| { | 特別車両券(A) | 指定席特別車両券(A) |
| | | 自由席特別車両券(B) |
| | 特別車両券(B) | 指定席特別車両券(B) |
| | | 自由席特別車両券(B) |

(4) 寝台券

- | | |
|---|------|
| { | A寝台券 |
| | B寝台券 |

(5) 座席指定券

上記のうち、「乗車船日及び乗車列車等を指定して発売する急行券・特別車両券(指定席特別車両券(A)及び指定席特別車両券(B))・寝台券・座席指定券をいう。」(同規則第3条(10))とされている。

この他にも乗車整理券・入場券(普通入場券・定期入場券)・手回り品切符(普通手回り品切符・回数手回り品切符・定期手回り品切符)も発行されている。

ワンマン列車内で発行されている整理券は、事前に有効な乗車券を購入(運賃前払いが原則)する代わりに乗車証明書のなものであって、運賃と共に係員に引渡される事になっている。(同規則第13条)

(資料③)

『旅客関係単行規程集』には次の法令・規則類が収録されている。

鉄道営業法
鉄道運輸規程
鉄道事業法
鉄道事業法施行規則
伝染病患者鉄道乗車規程
旅客及び荷物営業管理規程
学校及び救護施設指定取扱規則
学校及び救護施設指定取扱基準規程
団体旅客等取扱基準規程
指定券等自動発売装置取扱基準規程
印刷発行機取扱基準規程
周遊割引乗車券発売規則
周遊割引乗車券発売基準規程
特殊割引乗車券設定基準規程
身体障害者旅客運賃割引規則
身体障害者旅客運賃割引取扱基準規程
精神薄弱者旅客運賃割引規則
精神薄弱者旅客運賃割引取扱基準規程
勤労青少年旅客運賃割引規則
勤労青少年旅客運賃割引取扱基準規程
青年学級生及び勤労青年学校生旅客運賃割引規則
青年学級生及び勤労青年学校生旅客運賃割引取扱基準規程
戦没者遺族旅客運賃割引規則
戦没者遺族旅客運賃割引取扱基準規程
特定者用定期乗車券発売規則
特定者用定期乗車券発売基準規程
公職選挙法（抜すい）
公職の選挙立候補者用特殊乗車券の発行方法等
公職選挙立候補者用乗車券取扱基準規程
戦傷病者特別援護法（抜すい）
戦傷病者特別援護法施行令（抜すい）
戦傷病者等の旅客鉄道株式会社等の鉄道等への無賃乗車等に係る運賃の負担方法等に関する省令
戦傷病者乗車券引換規則
戦傷病者乗車券引換基準規則
旅客運賃料金後払基準規程
遺失物取扱基準規程
旅行業法
旅行業法施行規則
旅行業務取扱基準規程
乗車券類委託販売規則
乗車券類委託販売基準規程
旅客連絡運輸規則
旅客連絡運輸取扱基準規程
荷物営業規則
荷物営業取扱基準規程
荷物運賃料金後払規則
荷物運賃料金後払基準規程

-
- 『旅客関係帳票記入例 改札編』(日本鉄道図書出版 1989年)
- 『旅客関係帳票記入例 車掌編』(日本鉄道図書出版 1989年)
- 『出・改札業務Q & A』(日本鉄道図書出版 1990年)
- 『団体業務Q & A』(日本鉄道図書出版 1989年)
- 8) 築島裕著『鉄道きっぷ博物館』(日本交通公社 1980年)
- 近藤喜代太郎著『国鉄きっぷ全ガイド』(日本交通公社 1987年) など。
- 9) 東京チケットクラブ(代表・徳江茂氏)が毎年発行。尚、9号(1988年6月)で異常時における証票の取扱いに触れており、10号(1989年)で乗車券関係の参考文献特集をしている。
- 10) 次に掲げる業界誌では鉄道業における最先端の技術や情報が紹介されている。
- 『JR GAZETTE』交通新聞社
- 『運転保安』日本鉄道図書出版
- 『RRR』鉄道総合技術研究所
- 11) 乗車券的なものとしては京都市交通局や奈良交通等のバス路線に迄普及している。近鉄や大阪市交通局では一部の回数券もカード化されている。
- 12) 平成10年3月27日(金)付の京都新聞によれば、24団体の鉄道790km、バス3080kmが参加、今後も関西一円の民鉄で順次導入されるようである。尚、各社間での精算事務の都合上、プレミア(割引)は一切ない(平成10年4月8日(水)付、朝日新聞による。)
- 13) 虫菌害・劣化対策は『文化財の虫菌害防除概説』(文化財虫菌害研究所 編集・発行 1991年 180~185頁)が詳しい。
- 14) 鈴木英治著『紙の劣化と資料保存』(日本図書館協会 1993年) 105頁より引用